

# 合同会社松阪飯南ウィンドファーム「(仮称) 松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成29年3月10日  
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、((仮称) 松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る環境影響評価方法書について、合同会社松阪飯南ウィンドファームに対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

## 1. 計画概要

場 所：三重県松阪市  
原動力の種類：風力（陸上）  
出力：最大25,200kW

## 2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年12月1日
環境大臣意見受理	平成28年2月19日
経済産業大臣意見発出	平成28年2月26日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年9月12日
住民意見の概要等受理	平成28年11月17日
三重県知事意見受理	平成29年2月14日
経済産業大臣勧告発出	平成29年3月10日

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀

電話：03-3501-1742（直通）

合同会社松阪飯南ウィンドファーム「(仮称)松阪飯南ウィンドファーム発電所  
に係る環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 動物及び生態系について

ヤマネの現地調査については、夏季から初冬のほか、繁殖期である春季（5月  
から6月頃）も調査期間に含めること。

2. 景観について

三重県景観計画で主要な視点場として位置づけられている「五箇篠山城跡」（多  
気町）を、景観の調査地点として追加すること。

3. 廃棄物等について

建設発生土（約32万 $m^3$ ）を対象事業実施区域の外部に搬出することに伴う環  
境影響について、建設発生土の搬出方法、搬出先及び処理方法等に応じ、大気質  
（窒素酸化物、粉じん等）、騒音、振動等の項目について、適切な調査、予測及び  
評価を行うこと。